



鳥取県公報

平成17年 3月30日(水)
号外第60号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業振興地域の指定の一部改正(3件)(248~250)(経営支援課).....	1
	農業振興地域の区域の変更の一部改正(251)().....	4
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正(252)().....	4
	県道の路線の認定の一部改正(16件)(253~268)(道路課).....	8

告 示

鳥取県告示第248号

昭和45年鳥取県告示第721号(農業振興地域の指定について)の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
郡家地域	平成17年3月31日町合併前の郡家町の区域のうち、次の区域を除いた区域 <u>1 西日本旅客鉄道株式会社因美線、町道宮谷下門尾線、町道育英小学校前線、県道河原郡家線福本と下門尾の境界、私都川左岸、福本農道、県道郡家鹿野気高線、若桜鉄道、久能寺916 - 2、同701 - 1、同703、安藤井手支線用水路、安藤井手幹線用水路、宮谷農道、宮谷180、同190 - 2、同200 - 1、同200 - 5、同200 - 2、国道29号線、町道奥谷郡家線、奥谷164 - 1、同189、同212 - 1、同212 - 2、同113、町道</u>	郡家地域	郡家町の区域のうち、次の区域を除いた区域 <u>1 国鉄因美線、町道奥谷下門尾線、町道育英小学校前線、県道谷、郡家線大字福本と大字下門尾の境界、私都川左岸、福本農道、県道郡家鹿野線、国鉄若桜線、県立八頭高等学校水泳プール東角と県立図書館八頭分館北西の柱との見通し線、大字久能寺703番地、安藤井手支線用水路、安藤井手幹線用水路、宮谷農道、大字宮谷180番地、同190番地の2、同200番地の1、同200</u>

	<p>私都中央線、花原川左岸及び私都川左岸により囲まれる区域</p> <p>2 平成17年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月31日町合併前の郡家町の林班番号42から44まで、53、55、59、62から66まで及び70の全部の区域並びに同林班番号20、21、24、25、30、31、35、39、41、45、47、48、51、52、54、56、57、60、61、67から69まで、71から77まで、82から85まで、89、90及び94の一部の区域並びに平成17年1月11日現在の内源山及び深山本谷官行造林地の全部の区域</p>		<p>番地の5、同200番地の2、国道29号線、町道郡家奥谷線、大字奥谷164番地の1、同189番地、同212番地の1、同212番地の2、同113番地、郡家農山漁村揮発油税財源身替農道、花原川左岸及び私都川左岸により囲まれる区域</p> <p>口 第1号図から第7号図までの赤色で着色した区域</p> <p>森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による鳥取森林計画区に係る地域森林計画（昭和41年12月鳥取県告示第733号）の郡家町の林班番号42から44まで、53、55、59、62から66まで及び70の全部の区域並びに同林班番号20、21、25、35、39、41、45、47、48、51、52、54、56、57、60、61、67、から69まで、71から77まで、82から85まで、89、90及び94の一部の区域並びに昭和45年4月1日現在のスグ谷、深山、本谷、下毛原、奥大滝外、内源山及び本谷官行造林地の全部の区域</p>
<p>八東地域</p>	<p>平成17年3月31日町合併前の八東町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>氷ノ山後山那岐山国定公園に係る特別保護地区及び特別地域、平成17年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月31日町合併前の八東町の林班番号2、5、6、20から27まで、29から32まで、37、39、47、51、54から56まで、58から61まで及び63から65までの全部の区域並びに同林班番号7、28、33から36まで、38、40、43、50、57、62、66から69まで、71、73及び74の一部の区域並びに平成17年1月11日現在の国有林の林班番号7、309から311まで及び323から326までの全部の区域並びに同林班番号8の一部の区域</p>	<p>八東地域</p>	<p>八東町の区域のうち、次の区域（第1号図から第12号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>氷ノ山 後山 那岐山国定公園に係る特別保護地区及び特別地域、森林法第5条の規定による八頭森林計画区に係る地域森林計画（昭和40年12月鳥取県告示第670号）の八東町の林班番号2、5、6、20から27まで、29から32まで、37、39、47、51、54から56まで、58から61まで及び63から65までの全部の区域並びに同林班番号7、28、33から36まで、38、40、43、50、57、62、66から69まで、71、73及び74の一部の区域並びに昭和45年4月1日現在の国有林の林班番号7、1009から1011まで及び1023から1026までの全部の区域並びに同林班番号8の一部の区域</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

鳥取県告示第249号

昭和46年鳥取県告示第953号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
淀江地域	平成17年 3月31日市町合併前の淀江町の 全域	淀江地域	淀江町の全域
略		略	

鳥取県告示第250号

昭和48年鳥取県告示第788号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
船岡地域	平成17年 3月31日町合併前の船岡町の 区域のうち、次の区域を除いた区域 平成17年鳥取県告示第 7号で定めた千 代川森林計画区に係る地域森林計画の平 成17年 3月31日町合併前の船岡町に係る 林班番号 4 から 7 まで、10、13から19ま で、27から29まで、32から43まで、46か ら49まで、52から55まで及び57から64ま での全部の区域並びに平成17年 1月11日 現在の引尾谷官行造林地の全部の区域	船岡地域	船岡町の区域のうち、次の区域を除い た区域 昭和46年 1月鳥取県告示第46号で定め た八頭森林計画区に係る地域森林計画の 船岡町に係る林班番号 4 から 7 まで、10、 13から19まで、27から29まで、32から43 まで、46から49まで、52から55まで及び 57から64までの全部の区域並びに昭和48 年 7月 1日現在の引尾谷官行造林地の全 部の区域（第 1号図から第 6号図までの 赤色で着色した区域） （「第 1号図から第 6号図まで」は、 省略する。）
略		略	

鳥取県告示第251号

平成13年鳥取県告示第82号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	変 更 後 の 区 域	名 称	変 更 後 の 区 域
米子地域	平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 略 2 平成17年鳥取県告示第6号で定めた日野川森林計画区に係る地域森林計画の対象となる森林の区域で、第1号図から第3号図までの赤色で着色した区域 3～6 略	米子地域	米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 略 2 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により決定された日野川森林計画区に係る地域森林計画の対象となる森林の区域で、第1号図から第3号図までの赤色で着色した区域 3～6 略

鳥取県告示第252号

平成10年鳥取県告示第615号（農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前					
都市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積(ヘ クター ル)	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積(ヘ クター ル)	都市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積(ヘ クター ル)	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積(ヘ クター ル)
略				略					
米子市	吉岡、熊党、浦津、蚊屋、 今在家、二本木、別所、大 袋、上安曇、下安曇、青木、 榎原、兼久、永江、新山、 古市、吉谷、橋本、奈喜良、 石井、奥谷、日原、宗像、 美吉、一部、上新印、赤井 手、古豊千、高島、東八幡、 水浜、下新印、福市、諏訪 、八幡(三区を除く。)		0.5	0.9	米子市	吉岡、熊党、浦津、蚊屋、 今在家、二本木、別所、大 袋、上安曇、下安曇、青木、 榎原、兼久、永江、新山、 古市、吉谷、橋本、奈喜良、 石井、奥谷、日原、宗像、 美吉、一部、上新印、赤井 手、古豊千、高島、東八幡、 水浜、下新印、福市、諏訪 及び八幡(三区を除く。)		0.5	0.9
	略		略			略		略	
	日下、福万、石州府、河 岡、岡成、泉、下郷、尾高 (前田地区を除く。)		0.5	0.7		日下、福万、石州府、河 岡、岡成、泉、下郷及び尾 高(前田地区を除く。)		0.5	0.7
略				略					
米子市	八頭町井古、稻荷、下坂、 奥谷、宮谷、郡家、堀越、 福本、門尾、下門尾、延命 寺、大坪、上峰寺、下峰寺、 山上、山田、花原、山路、 下濃、船岡、坂田及び破岩		0.5	0.9	米子市	郡家町大字井古、大字稻 荷、大字下坂、大字奥谷、 大字宮谷、大字郡家、大字 堀越、大字福本、大字門尾、 大字下門尾、大字延命寺、 大字大坪、大字上峰寺、太 字下峰寺、大字山上、大字 山田、大字花原及び大字山 路		0.5	0.9
	略		略			略		略	

	八頭町池田、石田百井、久能寺、西御門、郡家殿、大門、市谷、花、覚王寺、篠波、上津黒、下津黒、別府、上野、福井、隼郡家、見槻中、見槻、西谷、志子部、小別府、新興寺、安井宿及び日下部	0.5	0.8			船岡町大字下濃、大字船岡、大字坂田及び大字破岩				
八頭郡	八頭町万代寺、土師百井、米岡、麻生、落岩、明辺、姫路、福地、山志谷、野町、隼福、大江、下野、橋本、塩上、水口、船岡殿、用呂、日田、妻鹿野、横地、稗谷、中、志谷、富枝、北山、島、重枝、徳丸、佐崎、柿原、三浦、茂谷、奥野、清徳、三山口、鍛冶屋、岩淵、茂田、横田、皆原及び東					郡家町大字池田、大字石田百井、大字久能寺、大字西御門、大字殿、大字大門、大字市谷、大字花、大字覚王寺、大字篠波、大字上津黒、下津黒及び大字別府 船岡町大字上野、大字福井、大字郡家、大字見槻中、大字見槻、大字西谷及び大字志子部 八東町大字小別府、大字新興寺、大字安井宿及び大字日下部	0.5	0.8		
	智頭町大字大屋、大字早瀬、大字野原、大字真鹿野、大字奥本、大字大背、大字東宇塚、大字西宇塚、大字河津原、大字岩神、大字坂原、大字中田、大字惣地、大字新見、大字口波多、大字波多、大字口宇波、大字	0.4	0.8			郡家町大字万代寺、大字土師百井、大字米岡、大字麻生、大字落岩、大字明辺、大字姫路、大字福地、大字山志谷及び大字野町 船岡町大字隼福、大字大江、大字下野、大字橋本、大字塩上、大字水口及び大字殿 八東町大字用呂、大字日田、大字妻鹿野、大字横地、大字稗谷、大字中、大字志谷、大字富枝、大字北山、大字島、大字重枝、大字徳丸、大字佐崎、大字柿原、大字三浦、大字茂谷、大字奥野、大字清徳、大字三山口、大字鍛冶屋、大字岩淵、大字茂田、大字横田、大字皆原及び大字東 智頭町大字大屋、大字早瀬、大字野原、大字真鹿野、大字奥本、大字大背、大字東宇塚、大字西宇塚、大字河津原、大字岩神、大字坂原、大字中田、大字惣地、大字新見、大字口波多、大字波多、大字口宇波、大字	0.4	0.8		

	<p>宇波、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字郷原、大字西野、大字大呂、大字芦津、大字八河谷、大字三田、大字山根、大字穂見、大字木原、大字埴師、大字横田、大字三吉、大字慶所、大字市瀬及び大字南方</p>				
	<p>八頭町市場、<u>国中及び南</u></p>				
	<p>若桜町の全域 智頭町大字尾見、大字西谷、大字中原、大字福原及び大字駒帰</p>	0.3	0.8		
	<p>八頭町才代 智頭町大字智頭</p>	0.2	0.8		
	略				
	<p>日吉津村の全域</p>				
西伯郡	<p>大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、飯戸、赤松、大山、羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び長野南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木 伯耆町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷</p>	0.5	0.9		
	略				
	<p>平成17年3月28日町合併前の名和町の区域(大山町押平及び御来屋を除く。) 南部町三崎、寺内、田住</p>				
	<p>宇波、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字郷原、大字西野、大字大呂、大字芦津、大字八河谷、大字三田、大字山根、大字穂見、大字木原、大字埴師、大字横田、大字三吉、大字慶所、大字市瀬及び大字南方</p>				
	<p>郡家町大字市場及び大字国中 八東町大字南</p>				
	<p>若桜町の全域 智頭町大字尾見、大字西谷、大字中原、大字福原及び大字駒帰</p>	0.3	0.8		
	<p>八東町大字才代 智頭町大字智頭</p>	0.2	0.8		
	略				
	<p>日吉津村の全域 <u>淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稲吉、大字高井谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津</u></p>				
西伯郡	<p>大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、飯戸、赤松、大山、羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び長野南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木 伯耆町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷</p>	0.5	0.9		
	略				
	<p>淀江町大字淀江及び大字西原 平成17年3月28日町合併前の名和町の区域(大山町押平及び御来屋を除く。) 南部町三崎、寺内、田住</p>				

及び円山 伯耆町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長、遠藤、溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、荘、父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、金屋谷、岩立、大江及び貴住	0.5	0.7	及び円山 伯耆町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長、遠藤、溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、荘、父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、金屋谷、岩立、大江及び貴住	0.5	0.7
略			略		
略			略		

鳥取県告示第253号

昭和30年鳥取県告示第320号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理番号	路線名	起 点		重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	
		終 点					終 点	
2	境美保関線	境港市			2	境美保関線	境港市	
		(鳥根県松江市)					(鳥根県八束郡美保関町)	
略				略				

鳥取県告示第254号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理番号	路線名	起 点		重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	
		終 点					終 点	

略				略			
53	淀江岸本線	米子市淀江町中間		53	淀江岸本線	西伯郡淀江町	米子市
		西伯郡伯耆町				西伯郡伯耆町	
略				略			
172	淀江停車場線	淀江停車場		172	淀江停車場線	淀江停車場	
		米子市淀江町淀江				西伯郡淀江町大字淀江	
173	郡家停車場線	郡家停車場		173	郡家停車場線	郡家停車場	
		八頭郡八頭町郡家				八頭郡郡家町大字郡家	
略				略			
175	八東停車場線	八東停車場		175	八東停車場線	八東停車場	
		八頭郡八頭町徳丸				八頭郡八東町大字徳丸	
略				略			
229	米岡河原停車場線	八頭郡八頭町米岡		229	米岡河原停車場線	八頭郡郡家町大字米岡	
		河原停車場				河原停車場	
略				略			
252	尾高淀江線	米子市尾高		252	尾高淀江線	米子市尾高	
		米子市淀江町西尾原				西伯郡淀江町	
略				略			

鳥取県告示第255号

昭和33年鳥取県告示第232号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
107	横田伯南線	(鳥根県仁多郡奥出雲町)		107	横田伯南線	(鳥根県仁多郡横田町)	
		日野郡日南町				日野郡日南町	
108	印賀横田線	日野郡日南町		108	印賀横田線	日野郡日南町	
		(鳥根県仁多郡奥出雲町)				(鳥根県仁多郡横田町)	

鳥取県告示第256号

昭和35年鳥取県告示第109号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
略				略				
112	大佐日野線	(岡山県新見市)			112	大佐日野線	(岡山県阿哲郡大佐町)	
		日野郡日野町					日野郡日野町	
113	上徳山俣野江府線	(岡山県真庭市)			113	上徳山俣野江府線	(岡山県真庭郡川上村)	
		日野郡江府町					日野郡江府町	
115	常藤関金線	(岡山県真庭市)			115	常藤関金線	(岡山県真庭郡中和村)	
		倉吉市関金町山口					倉吉市関金町山口	
略				略				

鳥取県告示第257号

昭和42年鳥取県告示第683号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
略				略				
270	徳丸富枝線	八頭郡八頭町徳丸			270	徳丸富枝線	八頭郡八東町大字徳丸	
		八頭郡八頭町富枝					八頭郡八東町大字富枝	

鳥取県告示第258号

昭和43年鳥取県告示第593号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
114	大山上福田線	日野郡江府町大字御机			114	大山上福田線	日野郡江府町大字御机	
		(岡山県真庭市)					(岡山県真庭郡川上村)	

鳥取県告示第259号

昭和47年鳥取県告示第226号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
7	智頭勝田線	八頭郡智頭町			7	智頭勝田線	八頭郡智頭町	
		(岡山県美作市)					(岡山県勝田郡勝田町)	
略				略				
32	郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町			32	郡家鹿野気高線	八頭郡郡家町	
		鳥取市気高町浜村					鳥取市気高町浜村	
略				略				
287	河原郡家線	鳥取市河原町長瀬			287	河原郡家線	鳥取市河原町長瀬	
		八頭郡八頭町					八頭郡郡家町	
略				略				

鳥取県告示第260号

昭和47年鳥取県告示第929号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
299	赤松淀江線	西伯郡大山町赤松		299	赤松淀江線	西伯郡大山町赤松	
		米子市淀江町西原				西伯郡淀江町大字西原	
略				略			

鳥取県告示第261号

昭和49年鳥取県告示第1068号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
293	鳥取郡家線	鳥取市		293	鳥取郡家線	鳥取市	
		八頭郡八頭町				八頭郡郡家町	

鳥取県告示第262号

昭和50年鳥取県告示第860号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
302	大坪準停車場線	八頭郡八頭町大坪		302	大坪準停車場線	八頭郡郡家町大字大坪	
		準停車場				準停車場	

鳥取県告示第263号

昭和50年鳥取県告示第1131号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日か

ら施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
39	郡家国府線	八頭郡八頭町堀越			39	郡家国府線	八頭郡郡家町	
		鳥取市国府町中河原					鳥取市国府町中河原	
282	麻生国府線	八頭郡八頭町麻生			282	麻生国府線	八頭郡郡家町大字麻生	
		鳥取市国府町谷					鳥取市国府町谷	

鳥取県告示第264号

昭和52年鳥取県告示第456号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
6	津山智頭八東線	(津山市)		八頭郡智頭町	6	津山智頭八東線	(津山市)	
		八頭郡八頭町					八頭郡八東町	
略				略				
15	横田多里線	(鳥根県仁多郡奥出雲町)			15	横田多里線	(鳥根県仁多郡横田町)	
		日野郡日南町					日野郡日南町	
略				略				
153	才代船岡線	八頭郡八頭町才代			153	才代船岡線	八頭郡八東町	
		八頭郡八頭町船岡					八頭郡船岡町	

鳥取県告示第265号

平成 5年鳥取県告示第354号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
321	志子部船岡線	八頭郡八頭町志子部		321	志子部船岡線	八頭郡船岡町大字志子部	
		八頭郡八頭町隼郡家				八頭郡船岡町大字郡家	
322	大江船岡線	八頭郡八頭町大江		322	大江船岡線	八頭郡船岡町大字大江	
		八頭郡八頭町船岡殿				八頭郡船岡町大字殿	

鳥取県告示第266号

平成6年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
37	岩美八東線	岩美郡岩美町	鳥取市	37	岩美八東線	岩美郡岩美町	鳥取市
		八頭郡八頭町				八頭郡八東町	
略				略			

鳥取県告示第267号

平成7年鳥取県告示第275号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
279	淀江インター 線	米子市淀江町 福岡	米子市淀江町 今津		279	淀江インター 線	西伯郡淀江町 大字福岡	西伯郡淀江町 大字今津	
略					略				

鳥取県告示第268号

平成14年鳥取県告示第602号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
324	河原インター 線	八頭郡八頭町 西御門	鳥取市河原町 福和田		324	河原インター 線	八頭郡郡家町 大字西御門	鳥取市河原町 福和田	

